

平成24年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成24年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成24年6月7日 9時30分			議長	末次利男
	散会	平成24年6月7日 10時8分			議長	末次利男
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	田川 浩	出	7番	牟田 則雄	出
	2番	江口 孝二	出	8番	川下 武則	出
	3番	所賀 廣	出	9番	見陣 泰幸	出
	4番	末次 利男	出	10番	久保 繁幸	出
	5番	欠員		11番	坂口 久信	出
	6番	平古場 公子	出	12番	下平 力人	出
会議録署名議員	6番	平古場公子	7番	牟田 則雄	8番	川下 武則
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	岡 靖 則		針 長 俊 英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩島 正昭	環境水道課長	土井 秀文		
	副町長	永淵 孝幸	農林水産課長	新宮 善一郎		
	教育長	陣内 碩泰	税務課長	藤木 修		
	総務課長	毎原 哲也	建設課長	川崎 義秋		
	企画商工課長	松本 太	会計管理者	高田 由夫		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	野口 士郎		
	町民福祉課長	桑原 達彦	太良病院事務長	井田 光寛		
健康増進課長	田中 久秋					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成24年6月7日（木）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 故山口巖議員の追悼について
- 日程第4 諸般の報告について
- 日程第5 議案一括上程
 - 町長提案 報告第1号
 - 議案第36号～議案第45号
 - 町長の提案理由の説明

午前9時30分 開会

○議長（末次利男君）

皆さんおはようございます。平成24年6月定例会の招集告示に基づき応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私ともに大変御多用の中、御出席いただき厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成24年第2回太良町議会定例会第2回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表どおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（末次利男君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として6番平古場君、7番牟田君、8番川下君、以上3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（末次利男君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る6月1日、議会運営委員会を開催しまとめたもので、本日から6月18日までの12日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から6月18日までの12日間と決定いたしました。

日程第3 故山口巖議員の追悼について

○議長（末次利男君）

日程第3. 故山口巖議員の追悼について。

この際、議長より慎んで申し上げます。

去る5月11日、山口巖議員が逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみであります。

ここに故人の御冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

それでは皆様、御起立願います。

黙祷始め。

[黙 禱]

○議長（末次利男君）

黙祷を終わります。御着席ください。

引き続きまして、故山口巖議員に弔意を表し、哀悼の言葉を申し上げたいと存じます。

議員を代表して、所賀議員お願いいたします。

○3番（所賀 廣君）

議長並びに議員各位のお許しをいただいて、故山口巖議員をしのび、追悼の言葉を述べさせていただきます。

山口議員は、この議場に復帰できることを最後まで信じ、闘病を続けておられましたが、平成24年5月11日午前4時29分、帰らぬ人となりました。私たちは突然の訃報を知るところとなり、皆一様に驚きと深い悲しみを禁じ得ませんでした。お通夜、告別式と弔問の列が途切れることなく続いたのも、だれもが余りに早過ぎる御逝去を悼んでのこととともに、山口議員のお人柄と幅広い御活躍のゆえんであると思います。

山口議員は、町立多良小学校、多良中学校、県立佐賀農業高校を卒業後、家業の農業を継がれ、農業の傍ら、佐賀県農業協同組合の理事等公職を長く務められました。平成19年7月太良町議会議員選挙に出馬、見事初当選を果たし、昨年8月の選挙で再選され2期目の任期途中でありました。

この間、平成19年8月から平成23年8月まで経済建設常任委員、山林運営委員会委員、議会広報編集委員、社会教育委員会委員長、公民館運営審議会委員、平成23年8月からは経済建設常任委員会副委員長、議会運営委員会委員、議会広報編集委員、簡易水道事業運営委員会委員、予防接種健康被害調査委員会委員を歴任され、町政発展のために貢献されました。論客としても知られ、山口議員の所属する委員会は遅くまで議論沸騰したことが忘れられません。とりわけ農業問題には熱心で、地域の活性化のためには労を惜しまない姿勢が印象的

でした。

日本経済がますます厳しい状況となり、農林水産業の将来の安定に向けて町政の果たさなければならない課題がこれからもたくさんある中で、貴重な人材を失ったことはまことに残念でなりません。私は彼と同級生で議会でも同期であり、お互いに太良町の将来を酒を酌み交わしながら語り合ったのが忘れられません。巧みなユーモアあふれる話術で時には熱く、自然な姿でだれとでもつき合えるいわちゃん、本当に太良町議会にとってなくてはならない存在であり、豊富な知識を持っていただけに惜しい方を亡くしました。

私たちは、山口議員が地方自治の発展のために残された数々の業績に学び、その熱い思いを引き継いで、町政発展のためにこれからも力を尽くしてまいります。

太良町議会、議席番号5番山口巖議員の御冥福を心からお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。平成24年6月7日、太良町議会議員、議席番号3番所賀廣。

○議長（末次利男君）

所賀議員、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、故山口巖議員の追悼を終わります。

日程第4 諸般の報告について

○議長（末次利男君）

日程第4. 諸般の報告について。

議長より報告いたします。

去る5月29日から30日の2日間、東京で開催されました第37回町村議会議長・副議長研修会に私と久保副議長が出席してまいりました。これより報告をいたします。

なお、今回の研修につきましては副議長にお願いいたします。

○副議長（久保繁幸君）

去る5月29日から30日の2日間、東京で開催されました第37回全国町村議会議長・副議長研修会に参加してまいりましたので報告をいたします。

今回の研修には、全国から1,500名余りの参加があり、人口減少、高齢化などの大きな課題の中で、将来にわたって住民がこの町やこの村に住んでよかったと感じられる「まちづくり」を推進することが地方議会として大きな使命としての目的で、「今後の町村議会のあり方と自治制度」をテーマに開催されました。

まず第1日目は、町村議会活性化事例として「わが町の議会活性化への取り組み」を埼玉県嵐山町議会議長が発表されたことをお伝えいたします。

嵐山町は、面積約30平方キロメートル、本町の約半分ではありますが、丘陵地の中山間地で世帯数は7,500ぐらい、本町の倍以上あります中で、人口は本町の約2倍、1万9,000人、1世帯平均2.5人の町で、少子・高齢化社会の進展により、減少に転じている町だそうであります。

議員数は14名で、平成19年に政治倫理条例、平成22年には基本条例を制定され、現在施行による議会活性化の取り組みの1番目として、議員の充て職を引き受けない。その中で、法律で規定されているものは除くとしてあります。行財政改革特別委員会を設置し、議会経費の削減を図る。予算、決算審議を委員会方式の全議員で行い、一般質問は、以前は議員に向かつての発言方式でありましたが、執行部のほうを向いた対面方式を導入されたとのことであります。

2番目として、議決すべき事件を定める条例を制定、政務調査費を半額に減額され、会議出席の費用弁償、旅費の廃止をされたそうです。

3番目として、地方自治法第180条第1項により町長専決処分の見直しを行い、専決処分が極力少なくなり、また、議員間の自由討議に向けた模擬討議を開催されておられます。

議会活性化特別委員会設置の経緯も説明され、現在試行運用として、一般質問は今までは3回とされていたものを、一問一答制を回数を制限せず、100分間の持ち時間として、事前に答弁書を配付していたものを、質問直前に配付をし、執行側に反問権を付与され、現在試行運用され、議会基本条例では、今まで住民に見えにくかった議会の運営などを公開しておられ、基本条例に向けた審議、ルールづくりをし、全会一致を原則に条例素案をまとめられたそうであります。

見えにくい議会運営として、1つ、定例議会以外では何をしているのか、1つ、専門的な議会の言葉ばかりの使用ではないか、1つ、町民に公開していない、先例、慣例の重視、1つ、審議経過の不透明な点、1つ、会議傍聴の許可制、1つ、会議内容が明らかになっていなかった点等々など、公開を試行運用されていることを発表されました。

次に行われたのがシンポジウムで「今後の町村議会のあり方と自治制度」をテーマとして、コーディネーターに山梨学院大学 今村都南雄名誉教授がなされ、パネリストとして明治大学 牛山久仁彦教授、山梨学院大学 江藤俊昭教授、東海大学 岡本三彦教授、紅一点で山形大学の金子優子教授の4名の方が務められ、議会改革への取り組み事例と今後の議会活動のあり方について、約3時間論議がなされました。

特に印象に残ったことは、待ったなしの自治体改革公開による討議討論、住民参加の促進、都市部と町村の財政難の格差、平成の大合併を否定的な考えが70%を超えた住民意識など、シンポジウムでの論議の感想でありました。

2日目は、アメリカ・カリフォルニア大学出身で、テレビなどでもおなじみの東北・山形弁研究家のダニエル・カール氏の講演がありました。

日本を元気にしようという信念で、年間100回を超える講演活動をこなしておられ、東日本大震災後の「頑張れニッポン」について、震災直後に外国人や震災地に対し、ツイッターやブログを使ったボランティアの様子など、ユーモアを交えながら話をされました。

次は、東京医科大学名誉教授の藤田紘一郎教授による「議会の健康と管理術 免疫力を高

める生活のすすめ」と題した講演が行われました。

今あらゆる自治体で議会改革が進められていますが、議員としての位置づけや議会のあり方について、改めて考えさせられた2日間の研修でありました。

以上、研修会の報告を終わります。

○議長（末次利男君）

以上で、第37回町村議会議長・副議長研修会の報告を終わります。

次に、監査委員より3月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査の監査結果報告がなされております。お手元に報告書の写しを配付しておりますので、後でござらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程

○議長（末次利男君）

日程第5. 議案の上程。

町長提案の報告第1号、議案第36号から議案第45号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成24年第2回定例議会の提案理由を申し上げます前に、先月急逝されました故山口巖議員に対し、深く哀悼の意を表します。

太良町議会議員として太良町を深く愛し、よりよい町づくりのために労を惜しまず、積極的に取り組んでおられたやさきの訃報に対し、驚きと哀惜の念を禁じ得ません。

任期半ばでの御逝去で、御本人もさぞかし無念であったろうと推察をいたしますが、山口議員の意思を継ぎ、私たち町政に携わる者として、この太良町をさらに発展させるべく、努力していく所存でございます。

山口議員のこれまでの功績に対し、深く感謝申し上げますとともに、心より御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、報告第1号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第1号は、平成23年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。

平成23年度太良町一般会計継続費につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書により説明し御報告いたします。

繰越計算書をごらんください。

大浦小学校管理・特別教室棟改築事業に係る継続費の総額は403,009千円、平成23年度の予算額は74,713千円で、翌年度への通次繰越額はございません。

次に、議案第36号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、太良町税条例の一部を改正する必要が生

じたので、緊急を要する事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正いたしましたのは、町民税、固定資産税及び特別土地保有税のそれぞれ一部でございます。

まず、町民税につきましては、3点の改正でございます。

第1点目が、年金所得者の寡婦控除に係る申告手続の簡素化でございます。年金所得者が提出する扶養親族申告書に寡婦の記載が追加されたことにより、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要としたものでございます。

第2点目が、東日本大震災により家屋が滅失した敷地の譲渡については、居住用財産の譲渡所得の特例規定の適用において、譲渡期限を3年から7年に延長することにしたものでございます。

3点目が、東日本大震災により住宅の再建等を行った者に対する住宅借入金等特別税額控除については、従前家屋と新築家屋の控除額を合計して控除することができることとし、新築住宅については、1.2%の控除率を適用することができることとしたものでございます。

次に、固定資産税について、2点の改正でございます。

第1点目が、平成24年度から平成26年度の土地の課税標準額に係る負担調整措置の見直しの改正でございます。住宅用地について課税標準額の据置特例を段階的に廃止することとし、平成25年度までは、負担水準が90%以上の住宅用地について据置特例を適用し、負担水準が90%未満の住宅用地については、新評価額に住宅用地特例割合を乗じて得た額の5%を加算した額が課税標準額となるものでございます。平成26年度は、負担水準が100%以下の住宅用地については、新評価額に住宅用地特例割合を乗じて得た額の5%を加算した額が課税標準額となるもので、この時点で据置特例が廃止されることとなるものでございます。

第2点目が、旧民法第34条法人から移行した特定移行一般社団法人等が設置する幼稚園、図書館、博物館について、固定資産税を非課税とする規定の整備でございます。平成20年の公益法人制度改革以前の旧民法第34条の規定により設立された社団法人等は、平成25年11月30日までに公益社団法人等に移行しなければ、非課税の対象とならないことが原則となっています。しかしながら、財政基盤が脆弱であるため公益認定基準を満たせず、一般社団法人等に移行せざるを得ない法人が少なからず存在することから、一定の要件を満たす法人を特定移行一般社団法人等として、非課税措置の対象とすることとされたところでございます。

次に、特別土地保有税につきましては、宅地等に係る負担調整措置の適用と宅地評価土地の課税標準額を2分の1とする特例規定について、平成24年度から平成26年度まで延長することとしたものでございます。

なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度以後は課税を停止しており、今回は条

文の整備のみの対応となるものでございます。

以上、所要の改正を行ったものでございます。

次に、議案第37号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する政令の施行に伴い、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、緊急を要する事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、東日本大震災により滅失したことによって、その居住の用に供することができなくなった方について、その居住用家屋の敷地の土地等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件が、災害があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までとされているが、東日本大震災はその被害が極めて甚大なものであることから、災害があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで延長することとされたものでございます。

次に、議案第38号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

平成23年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、地方交付税等の歳入予算額の確定に伴う補正及び事業費の確定等による歳出予算額の補正について、去る3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それではまず、歳出について御説明いたします。

21ページをごらんください。

減債基金費の基金積立金195,798千円は、今後の町債の元利償還金返済のため、今回の補正予算に係る剰余金を積み立てるものでございます。

ふるさと応援寄附金基金費の基金積立金549千円は、大阪府と福岡県にお住まいの2名の方からの寄附金を積み立てるものでございます。

23ページをごらんください。

社会福祉総務費の繰出金で国民健康保険特別会計繰出金50,000千円の減額は、国民健康保険特別会計の決算見込みにより、全額を減額補正いたしております。

その他の歳出補正では、歳入の確定による財源の組み替えや、事業費の確定による補正でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

ページ数は、13ページから20ページまでとなっております。

地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、基金繰入金、町債など、交付額の確定や事業費の確定などにより歳入額の補正を行っております。

今回の専決では、38,437千円を追加補正し、平成23年度太良町一般会計予算の総額を、歳

入歳出ともに5,143,499千円といたしております。

次に、議案第39号は、専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

平成23年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、負担金等の決定に伴う歳入予算額の補正及び事業費の確定等による歳出予算額の補正について、去る3月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、歳入について御説明をいたします。

12ページをごらんください。

国庫支出金の療養給付費負担金61,367千円の増額及び財政調整交付金71,102千円の減額補正、13ページの県支出金、財政調整交付金の15,173千円の減額補正は、変更交付決定に伴うものでございます。

14ページをごらんください。

一般会計繰入金64,295千円の減額補正は、決算見込みによるものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

17ページをごらんください。

保険給付費の療養諸費67,500千円及び18ページの共同事業拠出金24,800千円の減額補正は、医療費の縮減に伴うものでございます。

20ページをごらんください。

基金積立金の国保給付費基金積立金30,000千円は、太良町国民健康保険の基盤を安定・強化する観点から積み立てるものでございます。

次に、議案第40号は、太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

外国人登録法が廃止され、外国人についても住民基本台帳法の適用とする法改正が行われたことに伴い、太良町印鑑条例の規定を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次に、議案第41号は、太良町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

外国人登録法が廃止され、外国人についても住民基本台帳法の適用とする法改正が行われたことに伴い、太良町課設置条例の規定を改正する必要があるため、提案するものでございます。

次に、議案第42号は、佐賀県市町総合事務組合同規約の変更に係る協議についてであります。

佐賀県西部広域環境組合が佐賀県市町総合事務組合の退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加し、多久市が佐賀県市町総合事務組合の議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務上の災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加

することに伴い、佐賀県市町総合事務組合理約を変更することを協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号は、平成24年度太良町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ9,432千円を追加し、補正後の予算総額を5,394,432千円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

予算書の12ページをごらんください。

減債基金費の基金積立金2,157千円は、今回の歳入歳出補正額の財源調整による積立金でございます。

15ページをごらんください。

心身障害者福祉総務費の障害児支援システム導入委託料327千円は、法改正に伴い、障害児支援事業が町の事業となったことに伴う、支援システム導入費用であります。なお、財源として、事業費の100%を県の補助金で対応いたしております。

次のページをごらんください。

総合福祉保健センター管理費の備品購入費400千円は、しおさい館の健康器具が老朽化により故障し使用できなくなったので、更新費用として計上いたしております。

25ページをごらんください。

非常備消防費の消防団員退職報償金9,132千円及び消防団員退職功労金1,534千円は、前年度退職者32名分に係る報償金と功労金の補正でございます。

なお、歳出予算に計上しております人件費の補正は、職員の4月の人事異動に伴う補正でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

9ページをごらんください。

歳入の県支出金や諸収入の各費目では、歳出予算の特定財源として補正計上いたしております。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

5ページをごらんください。

債務負担行為補正の追加として、図書館システム共同調達費を平成24年度から平成30年度までの期間、8,844千円を限度額として設定し、平成24年度において佐賀県や白石町、江北町、太良町の共同によるシステム開発を行い、翌25年度から運用するための予算措置であります。なお、平成24年度については契約のみで、予算は発生いたしておりません。

次に、議案第44号は、平成24年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

4ページをごらんください。

総務費2,370千円の増額補正は、人事異動及び共済組合負担金の率の改定に伴う補正でございます。

管理費1,836千円の減額補正は、水質検査手数料の入札減による補正でございます。

なお、財源につきましては、予備費で調整をいたしております。

次に、議案第45号は、平成24年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

3ページをごらんください。

原水及び浄水費の267千円の減額補正は、水質検査手数料の入札減による補正でございます。

配水及び給水費13千円の増額補正及び総係費の654千円の減額補正は、人事異動及び共済組合負担金の率の改定に伴う補正でございます。

なお、財源につきましては、予備費で調整をいたしております。

以上、提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（末次利男君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時8分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 末 次 利 男

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則